

調布市再犯防止推進計画策定委員会設置要領

(目的)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、調布市における再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として調布市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、調布市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 計画の全般にわたる検討及び策定に関すること。
- (2) 計画の策定に向けた調査及び協議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、市長が依頼し、又は任命する、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 更生保護関連団体の代表者 2人以内
- (3) 民間協力団体の代表者 2人以内
- (4) 地域福祉関係団体の代表者 1人
- (5) 関係行政機関の代表者 3人以内
- (6) 教育関係者 1人
- (7) 市職員 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が任命した日から計画を策定した日（以下「計画策定日」という。）までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、令和3年12月28日から施行する。

2 この要領は、計画策定日限り、その効力を失う。